The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	商法総則・商行為法の現代化に向けて ： 日韓比較法セミナー開催の経緯と意義
Author(s)	清水, 真希子
Citation	阪大法学. 2023, 72(6), p. 76-74
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/91004
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

資　　料

商法総則・商行為法の現代化に向けて

――日韓比較法セミナー開催の経緯と意義――

清 水 真希子

商法典は明治32（1899）年に成立した古い法律である。[(1)]

商法典のもとの構成部分のうち、会社法の部分は、多数の改正が行われたのち、平成17（2005）年、全面改正されたうえで会社法典として独自の法典となった。保険法の部分も、平成20（2008）年、全面改正されて保険法典として成立した。運送法・海商法の部分は、平成30（2018）年に全面改正されたが、これらの部分は法典化はなされずに商法典に残されている。[(2)]

これらと異なり、総則[(3)]および商行為法（商行為法中の運送法の部分を除く）の部分は、昭和13（1938）年に主に総則につき実質改正がなされたほかは、おおむね明治以来の姿をとどめており、近年の改正は、現代語化がなされたことと、平成29（2017）年の民法（債権法）改正に伴い一部の条文が削除されたり民法典に移されたりしたことにとどまる。

商法総則・商行為法が古い形を残していることによって、現在、大きな問題が生じているわけではないものの、現代経済社会にそぐわない規定や、現代における意義が不明瞭な規定が多く残されていることは明らかである。しかし、この部分についての近時の研究は多いとはいえないため、いずれ現代化に取り組む機会が訪れたとしても、十分な検討ができないおそれがある。このような背景のもと、筆者らは、商法・民法・知財法を専門分野とするメンバーで「商法総則・商行為法研究会」を立ち上げ、この分野の規定の現代化に向けた理論的な検討を行ってきた。[(4)]

こうした研究の一環として、本研究会では、ソウル大学の千景壎（チョン・

ギョンフン）教授に依頼して、2022年８月25日、「韓国商法の総則及び商行為編の改正――日本法との比較とその示唆」と題するセミナーをオンラインで開催した。韓国の商法総則・商行為法は、日本法とよく似た規定を有する一方で、[(5)] 日本とは異なる改正が行われてきた。そのような韓国商法の動向について知見を得ることは、日本商法の今後を検討するにあたっても示唆的であると考えたためである。

千教授のご講演では、韓国の商法総則・商行為法の近年の改正動向が紹介されただけでなく、とりわけ商行為法について、日韓両国における状況が大きく異なっており、表面上の類似性にとらわれず、そのような状況の違いを踏まえた理解が必要であることが明らかとされた。このような知見は広く共有すべきであると考え、セミナーにおける質疑応答の内容も踏まえたうえで論文の形にして本誌に掲載していただくこととした。

なお、千教授のご講演およびご論稿は、公益財団法人野村財団の研究助成を受けた研究成果の一部である。

（１） 本文で述べている商法とはいわゆる新商法のことである。明治23（1890）年、ロエスレルの草案に基づく旧商法が成立し、明治24（1891）年１月１日に施行される予定であったが、旧商法に対しては旧民法とともに大きな反対論がおこり、施行を延期のうえ修正されることとなった。明治32（1899）年、梅謙次郎・岡野敬次郎・田部芳を起草委員とした新商法が成立し、同年６月16日、施行された。旧商法は、会社、手形、破産の部分については至急を要するとして明治26（1893）年７月１日から施行され、予定外の事情のため明治31（1898）年７月１日からは残りの部分も施行されていたが、新商法の施行とともに破産の部分を除き全部廃止された。破産の部分は大正11（1922）年に破産法が成立したため廃止された。（以上につき、大隅健一郎『商法総則〔新版〕』（有斐閣、1978年）18頁、服部栄三『商法総則〔第２版〕』（青林書院新社、1975年）105頁、川口由彦『日本近代法制史〔第２版〕』（新世社、2014年）239、352、427頁、高橋和之ほか編『法律学小辞典〔第５版〕』（有斐閣、2016年）211、1205頁。）

（２） 本文では近年の改正について述べたが、このほか、手形法統一条約、小切手法統一条約に参加するため手形法・小切手法がそれぞれ昭和７（1932）年、昭和８（1933）年に制定され、商法成立時にはその一部であった「手形」編は廃止された（大隅・前掲注（１）21頁）。

（３）　会社法典が制定されたとき、商法総則と実質的にほぼ同じ内容の規定が会社法総則として定められた。いままでのところ、会社法総則は商法総則と独立には改正されていない。したがって、本文で商法総則について述べていることは会社法総則にもあてはまる。

（４）　本研究会の主な研究成果として、民商法雑誌の特集「商法総則・商行為法改正の理論的基礎」（民商158巻１号、2022年）において５つの論文を公表したほか、2022年度、法学教室誌において「商法総則・商行為法の現代化に向けて」と題する連載を行った（法教499号以下）。また、商業登記と企業の契約締結実務に関して実態調査を行い、調査結果を公表した（舩津浩司「『商業登記と企業の契約締結実務に関する質問票調査』速報版集計結果の概要」商事法務2295号17頁、2022年）。

（５）　韓国において日本商法が「依用」された経緯について、盧星大「韓国における商法の歴史的変遷展開――最近の会社法の改正動向（1998年及び1999年）を中心に」神奈川大学大学院法学研究論集12号150頁（2003年）、李哲松「韓国における商法改正」ノモス９号20頁（1998年）参照。現在の韓国商法総則・商行為法の規定の内容については、本誌本号掲載の千教授のご論稿をご覧いただきたい。